

南島原市建設コンサルタント等業務の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱

平成29年3月31日 28南管財第481号
令和6年3月1日 5南管財第314号
最終校正 令和8年3月2日 7南管財第533号

(目的)

第1条 この要綱は、南島原市が発注する建設コンサルタント等業務（以下「コンサル業務」という。）の入札の透明性と公正性を図るため、予定価格等の決定に係る事務処理手続におけるランダム化等に関し必要な事項を定めるものである。

(対象業務)

第2条 この要綱は、南島原市が発注するコンサル業務で競争入札に付するもの（以下「対象業務」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額とは、対象業務において設計書、仕様書等によって算定された当該対象業務に要する費用の総額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 予定価格とは、南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号。以下「規則」という。）第6条の予定価格をいう。なお、予定価格はランダム化の対象としない。
- (3) 最低制限価格とは、規則第7条の最低制限価格をいう。
- (4) 最低制限候補価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (5) 最低制限設計価格とは、設計金額に100分の80を乗じて得られる額をいう。
- (6) 設計価格等とは、設計金額及び最低制限設計価格をいう。
- (7) 予定価格等とは、予定価格及び最低制限価格をいう。
- (8) ランダム化とは、第6条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(価格決定者)

第4条 設計価格等の決定は、市長又は南島原市事務決裁規定（平成18年訓令第3号）別表第1の予定価格の専決者（以下、市長等という。）が行うものとする。

2 予定価格等の決定については、当該入札の入札執行者が行うものとする。

(設計価格等の決定)

第5条 市長等は、入札前までに設計価格等を決定すると共に、別途これらの価格を当該設計価格調書（様式第1号）に印刷した後、当該設計価格調書用封筒（様式第2号）に封入しておくものとする。

(ランダム化の方法)

第6条 予定価格等は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して、次に掲げる方法により作成するものとする。

- (1) 最低制限価格は、最低制限候補価格を基に決定する。最低制限候補価格は、最低制限設計価格にランダム係数を乗じて算出するものとする。なお、最低制限設計価格にランダム係数（a）を乗じて算出したものを最低制限候補価格（a）とし、最低制限設計価格にランダム係数（b）を乗じて算出したものを最低制限候補価格（b）とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。また、最低制限候補価格（b）を最低制限価格とするが、予定価格以下、最低制限候補価格（b）以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格（b）未満、最低制限候補価格（a）以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格（a）を最低制限価格とする。

2 前項で使用するランダム係数の変動範囲は、別表第1によるものとする。

(設計価格等の確認)

第7条 入札執行者（価格決定者）は、入札会場において、第5条に規定する設計価格等をパ

ソコン等に入力し、パソコン等画面に表示された設計価格等と当該工事の価格調書の設計価格等が同一であることを確認しなければならない。

(ランダム化の告知)

第8条 市長は、あらかじめ、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知した上で、入札書の提出を求めるものとする。

(1) 一般競争入札 入札公告に記載する。

(2) 指名競争入札 入札執行通知書(南島原市建設工事執行規則第6条の入札執行通知書をいう。)に記載する。

(ランダム化の宣言及び実行)

第9条 入札執行者は、予定価格等の決定に要するランダム化を行う旨を宣言するものとし、価格決定者は、ランダム化のためのパソコン等のキーを押し下げ、ランダム化の実行を行う。

(予定価格等の決定及び予定価格調書の作成)

第10条 価格決定者は、前条の結果に基づき、パソコン等により予定価格調書(南島原市建設工事執行規則様式第1号)に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。

(予定価格等の公表)

第11条 開札後、落札者があるときは、入札執行者は前条の規定により決定された予定価格等を公表するものとする。

2 入札結果等は、市役所管財契約課掲示場及びホームページで公表するものとする。ただし、入札が不調に終わり、落札者等がない場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。

(入札回数)

第12条 ランダム化を行った入札における入札回数は、1回限りとする。

附 則 (平成29年3月31日28南管財第481号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札を公告し、又は入札の執行を通知するコンサル業務から適用する。

附 則 (令和6年3月1日5南管財第314号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月2日7南管財第533号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

設計価格調書

番 号	
名 称	
履 行 場 所	
設 計 価 格	(入札書比較価格)
最低制限設計価格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める 年 月 日	職氏名 印

様式第2号（第5条関係）
設計価格調書用封筒

設計価格調書	
秘	第 号
業 務 名 _____	
最低制限価格	有 無
所属（課）名 _____	

- 備考 1 封筒の大きさは、標準規格長3を使用する。
2 作成者は、封印すること。

別表第1（第6条関係）
第6条第2項に規定する公開ランダム係数の変動範囲

ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数（a）	ランダム係数（b）
ランダム化により 決定する価格	最低制限候補価格（a）	最低制限候補価格（b）
係数の範囲	当分の間、1.0	$1.000 \leq (b) \leq 1.001$